

「萩・明倫学舎」テレビCM制作及び放送業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「萩・明倫学舎」テレビCM制作及び放送業務

(2) 事業の目的

萩市や萩・明倫学舎の魅力を情報発信するため、山口県内と近県である広島県と福岡県を対象としたテレビCMを制作・放送し、萩市及び萩・明倫学舎への観光客の集客を図る。

(3) 業務内容

「萩・明倫学舎」テレビCMの制作・放送に関する取材、編集、放送等に係る一切の業務。なお、詳細は別紙仕様書による。

(4) 業務期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

2 予算額（提案上限額）

金9,180千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む。）

3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 山口・広島・福岡県内の企業、NPO法人、その他の法人又は法人格のない団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人格のない団体にあっては、代表者の定めがあること。
- (4) 山口・広島・福岡県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している者であること。
- (5) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 市との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (7) 国税、地方税を滞納していない者

4 企画提案に係る提出書類

- (1) 参加表明書 1部 (様式第1号)
- (2) 事業者概要及び事業実績 1部 (様式第2号)
- (3) 企画提案書 1部 (「様式第3号」を鑑とし、片面もしくは両面で10ページ以内 (企画提案の内容を補足する参考資料を含む。))

次の事項を必ず明記し、A4版用紙で提出すること。

ア 企画の全体概要

萩・明倫学舎の魅力を最大限発揮できる提案のコンセプト、コンセプトを踏まえた視聴者へのPRポイント等

イ 映像制作企画案

制作工程の絵コンテ (具体的な映像イメージ)、シナリオ (タイムスケジュール・ナレーションの活用)、想定される出演者、取材体制 (スタッフ体制 (資格・実績等)) 等
※動画のサンプルの提出までを求めるものではない。

ウ 工程表

受注から完了までの作業スケジュール (取材、撮影、編集、校正、放送等)

- (4) 受託費用見積書 1通

経費 (企画構成経費、取材経費、映像編集経費、ナレーション経費、放送経費等) の明細を算出し、その経費を記載すること。消費税を差し引いた金額で見積り、消費税相当額込みの金額もかっこ書きで併記すること。

- (5) 納税証明書 (国税、地方税の滞納がないこと書類) 1通

- (6) その他留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

イ 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、成果品を発注者に引き渡したときに、発注者に移転する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。

ウ 選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

エ 提案者は、企画提案書に係る著作権及び肖像権の使用について、その許諾を得ることとし、問題発生時には提案者が解決するものとする。

オ 3の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

カ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、市から質問することがある。

キ 企画提案書は1者につき1案とする。

5 提出方法及び提出期限

- (1) 提出方法

提出先への持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

但し、参加表明書（様式第1号）・事業者概要及び事業実績（様式第2号）及び添付書類については、普通郵便、FAX可とする。

（2）提出期限

- ア 参加表明書（様式第1号）・事業者概要及び事業実績（様式第2号）及び添付書類
平成29年8月28日（月）午後5時（必着）
- イ 企画提案書（様式第3号）・受託費用見積書・納税証明書（国税、地方税の滞納がないことの書類）及び添付書類
平成29年9月4日（月）午後5時（必着）

6 提出先・お問合せ先

萩市 まちじゅう博物館推進部 萩・明倫学舎推進課 担当：井上
〒758-0041
萩市江向 602 番地
電話：0838-21-2018
ファクシミリ：0838-21-2017
電子メール：1475@city.hagi.lg.jp

7 質問の受付

- （1）この実施要領について質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、平成29年8月28日（月）までに6の提出先・問合せ先に、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。
- （2）質問者には文書等で回答するとともに、質問及び回答内容を萩・明倫学舎のホームページに掲載する。

8 選考

- （1）提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、「萩・明倫学舎」テレビCM制作及び放送業務実施者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- （2）審査会は、企画内容、費用等の審査項目について、別添「審査要領」に基づき、各審査員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
- （3）審査会は提案者のプレゼンテーション内容を審査し、順位付けを行う。
- （4）審査会への参加に係る旅費等の費用は提案者の負担とする。
- （5）公正性・中立性を確保するため、審査員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

10 契約の締結

審査会による審査の結果、8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、萩市会計規則（平成17年3月6日規則第44号。以下「会計規則という。）第107条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第106条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 参加資格要件、企画提案書等に虚偽の記載等が発生したとき。
- (2) 受注者の都合により、発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

13 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、参加表明書等・企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- (1) 企画提案募集開始 8月21日（月）
- (2) 質問期限・参加表明書等の提出期限 8月28日（月）
- (3) 企画提案書等の提出期限 9月4日（月）
- (4) 審査会の開催（プレゼンテーションの実施）9月8日（火）予定
- (5) 審査結果の通知 9月中旬
- (6) 企画提案等の協議 9月中旬
- (7) 契約締結 9月中旬（～平成30年3月30日まで）